

令和4年2月定例会 経済委員会（付託）

令和4年2月22日（火）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時53分）

これより商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会にて説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第50号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第14号）
- 議案第52号 令和3年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 令和3年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和3年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 「徳島県事業継続応援金」の創設に係る危機管理調整費の活用について（資料1）
- 「とくしまマラソン2022」について

梅田商工労働観光部長

今定例会に追加提出させていただいている案件につきまして、御説明させていただきます。

お手元の説明資料（その3）の1ページを御覧ください。

一般会計・特別会計に係る補正予算案件でございます。

商工労働観光部の令和3年度一般会計におきまして、補正額の最下段に記載のとおり5億8,672万4,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は782億8,231万3,000円となります。

次に、2ページを御覧ください。

特別会計でございます。

中小企業・雇用対策事業特別会計など4会計の合計で、補正額の最下段に記載のとおり5,279万2,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は1,279億6,780万7,000円となります。

3ページを御覧ください。

課別の主要事項につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、商工政策課でございます。

3段目の商業振興費の摘要欄①小規模事業振興費では、商工団体が行う支援事業の実績

見込みに伴い、2,754万7,000円の減額をお願いしております。

また、4段目の中小企業指導費の摘要欄①のア、小規模事業者経営力強化事業では、デジタル化への対応や生産性向上に取り組む小規模事業者に対する補助の実績見込みに伴いまして、1億2,200万円の減額をお願いしております。

以上、商工政策課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり1億8,320万2,000円の減額をお願いしております。

4ページを御覧ください。

特別会計におきましては、1段目の中小企業・雇用対策事業特別会計で実施する県内企業の海外販路開拓支援に要する経費の実績見込み等に伴いまして、最下段の補正額合計欄に記載のとおり116万2,000円の減額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

企業支援課でございます。

1段目の計画調査費では、クリエイティブ関連産業の集積に向けたイベント開催経費などの実績見込みに伴いまして、3,634万4,000円の減額をお願いしております。

また、4段目の中小企業指導費の摘要欄②中小企業総合支援費では、ふるさと起業家支援プロジェクトの実績見込みに伴いまして、600万円の減額をお願いしております。

6ページを御覧ください。

産業立地対策費の摘要欄②都市用水水源費負担金特別会計繰出金5,799万9,000円の増額につきましては、後ほど御説明申し上げます都市用水水源費負担金特別会計の増額に伴いまして、繰出金の補正を行うものでございます。

以上、企業支援課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり1,271万2,000円の減額をお願いしております。

7ページを御覧ください。

特別会計におきましては、都市用水水源費負担金特別会計の摘要欄②正木ダム管理費負担金の実績見込み等に伴いまして、最下段の補正額合計欄に記載のとおり5,918万6,000円の増額をお願いしております。

8ページを御覧ください。

新未来産業課・工業技術センターでございます。

1段目の計画調査費では、LED関連産業の販路開拓に要する経費などの実績見込みに伴いまして、2,021万円の減額をお願いしております。

9ページを御覧ください。

工業技術センター費におきまして、国等の公募提案型事業や機械設備整備事業などの事業費確定に伴う補正といたしまして、5,260万3,000円の減額を行うものでございます。

以上、新未来産業課・工業技術センターの一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり4,719万5,000円の減額をお願いしております。

10ページを御覧ください。

特別会計におきましては、中小企業・雇用対策事業特別会計で実施する工業技術センターの共同研究事業の実績見込み等に伴い、最下段の補正額合計欄に記載のとおり477万2,000円の減額をお願いしております。

11ページを御覧ください。

労働雇用戦略課でございます。

下から2段目の雇用促進費の摘要欄②県内就職対策費におきまして、本年度のとくしま地域活性化雇用創造プロジェクト及びとくしま地域雇用再生プロジェクトの実績見込み等に伴いまして、1,573万2,000円の減額をお願いしております。

以上、労働雇用戦略課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり3,106万3,000円の減額をお願いしております。

12ページを御覧ください。

特別会計におきましては、中小企業・雇用対策事業特別会計で実施する重度心身障がい者雇用奨励金における実績見込みに伴いまして、最下段の補正額合計欄に記載のとおり46万円の減額をお願いしております。

13ページを御覧ください。

産業人材育成センターでございます。

下から2段目の転職職業訓練費の摘要欄②転職訓練費では、民間を活用した委託訓練などの実績見込みに伴いまして、5,766万3,000円の減額をお願いしております。

産業人材育成センターの一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり5,932万5,000円の減額をお願いしております。

14ページを御覧ください。

観光政策課でございます。

1段目の計画調査費の摘要欄①地方創生の深化のための支援費では、海外誘客拡大のためのプロモーション事業などの実績見込みに伴いまして、6,290万円の減額をお願いしております。

また、下から2段目の観光費の摘要欄③観光とくしま促進費では、宿泊施設リノベーション支援事業やコンベンション誘致促進事業などの実績見込みに伴いまして、6,844万6,000円の減額をお願いしております。

以上、観光政策課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり1億5,195万6,000円の減額をお願いしております。

15ページを御覧ください。

にぎわいづくり課でございます。

2段目の観光費の摘要欄②観光交流推進費におきまして、マチ★アソビの開催に要する経費等の実績見込みに伴いまして、8,226万7,000円の減額をお願いしております。

にぎわいづくり課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり1億127万1,000円の減額をお願いしております。

16ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

商工政策課の中小企業総合支援費におきまして、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、小規模事業者経営力強化事業の採択事業の完了が次年度となる事業者への補助を行うため、2億円の繰越しをお願いしております。

17ページを御覧ください。

1段目の観光政策課の観光交流推進費におきまして、第6波を受け、現在、新規予約の受付停止中のみんなで！とくしま応援割実施事業について、実施期間を延長するため16億

9,000万円増額し、19億5,100万円の繰越しをお願いいたします。

また、2段目のにぎわいづくり課の観光施設管理運営費におきまして、あすたむらんど徳島のトイレの改修工事において、新型コロナウイルス感染症の影響により使用する資材の調達が遅れ、工事の完了予定が次年度となることなどから7,472万円増額し、2億782万8,000円の繰越しをお願いいたします。

これらの事業につきましては、引き続き適正な執行に努めるとともに、早期の工事完了に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

18ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。

企業支援課の金融あっせん指導費におきまして、新型コロナウイルス感染症対応資金の融資実績に合わせ必要となる3年間の利子補給に係り、令和3年2月定例会でお認めいただいた限度額に4億4,000万円増額し、16億900万円の御承認をお願いいたします。

今定例会に追加提出をしております案件につきましては以上でございます。

続きまして、この際、2点御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

1点目は、徳島県事業継続応援金の創設に係る危機管理調整費の活用についてでございます。

商工労働観光部におきましては、新型コロナウイルス感染症の第6波に伴い、厳しい経営環境に直面している県内の中小・小規模事業者の事業継続を支援するため、危機管理調整費を活用させていただき、県独自の支援金制度を実施いたします。

制度の概要といたしまして、まず1の給付対象者は県内に事業所を有する中小法人及びフリーランスの方を含む個人事業者とし、2の給付要件は令和4年1月又は2月の売上げが平成31年1月以降の同じ月と比較して30パーセント以上減少している事業者といたします。

3の給付額につきましては、平成31年から令和3年までの任意の年の1月と2月の売上合計から、第6波の影響を受ける令和4年1月又は2月のいずれかの月の売上げを2倍したものを差し引いた額とし、給付上限を法人40万円、個人事業者20万円といたします。

なお、1月31日から開始されている国の事業復活支援金と併せて利用できることといたします。

4の申請期間は、あさって令和4年2月24日から令和4年5月31日までを予定しており、電子申請又は郵送申請で受け付けることといたします。

最後に、5の危機管理調整費活用額は、事務局開設等、制度の創設に係る経費及び当面の間、緊急的に制度を運用するための経費として、危機管理調整費7億5,000万円の活用を予定しております。

次に、2点目は資料はございませんが、とくしまマラソン2022についてでございます。

来る3月27日日曜日に開催を予定しているとくしまマラソン2022につきましては、10月臨時会事前委員会におきまして、令和4年2月頃に開催予定の実行委員会総会で、開催条件を踏まえ、開催の可否について改めて御判断いただくと御報告申し上げていたところでございます。

現在、とくしまアラートはレベル2・感染警戒・後期の段階でございますが、指標の一

つである最大確保病床の使用率はレベル2・後期の判断基準である35パーセントを6日連続で下回っております。

また、全国36都道府県に適用されていたまん延防止等重点措置が、5県については適用期限の2月20日に解除され、3月6日まで延長された都道府県についても国からは早期解除の可能性が示唆されており、新型コロナウイルス感染症のいわゆる水際対策についても、新規入国を認める外国人の対象拡大、入国後の待機期間の要件緩和、1日当たりの入国者数の上限引上げなど、3月から段階的に緩和される方針が示されております。

さらに、ランナーの皆様からは是非開催していただきたいとの声も頂いており、また、国内最大規模のマラソン大会である東京マラソンが3月6日に2万5,000人規模で開催されることが決定されたところでございます。

このような状況から、今後の県内の感染状況や国の動向を見極めるため、3月上旬に実行委員会総会を開催し、マラソン開催の可否について御判断いただきたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

説明及び報告事項につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 北島委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 岡本委員

事前委員会で事業継続応援金等々について、独自の支援策が必要じゃないですかと要望をいたしました。

結果として、今、説明がありましたタイムリーな支援策が打ち出されたことを大いに評価しているところであります。知事が本会議でいろいろお話をされたのですが、今一度より分かりやすく説明いただければと思います。

#### 出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、この度創設いたしました事業継続応援金の制度の概要を少し詳しくというお話でございます。

まず、目的ですけれども、世界中がコロナの第6波の猛威に見舞われる中、消費者心理が急速に冷え込んでおります。

それに伴いまして、飲食業をはじめとする非常に幅広い業種が厳しい経営環境下に置かれていると認識しております。このことに対して、事前の経済委員会でも県独自の支援策創設への要望を頂きました。

さらに、2月9日には商工3団体ほか、料理業、社交飲食、理容、美容業などの10の組合からなる生活衛生同業組合連絡協議会の皆様からも、現在の厳しい窮状を踏まえた事業継続への県の支援要望を頂いたところでございます。

そこで、この度、第6波を乗り越えていただくための緊急の支援策といたしまして、事

業継続応援金を創設させていただいたという経緯でございます。

事業内容につきまして、簡単に説明させていただきます。

先ほどの部長の説明とも重なりますけれども、給付対象者におきましては、県内に事業所を有するフリーランスの方も含む中小・小規模事業者であって、今回の第6波の影響を受け、本年1月又は2月のいずれかの売上げが、平成31年以降去年までの同月、1月又は2月の売上げと比較して3割以上減少しているというところで、この減少の理由につきましては、需要が急速に冷え込んで、全国に今、まん延防止等重点措置が出てございますので、そこで移動制限が掛かって自社の財とかサービスの消費が落ち込んでいるとか、また、海外との交流もストップしておりますので、インバウンド需要も今はほぼほぼゼロになっております。

さらに、サプライサイド、供給側といたしまして、昨今、半導体であるとか、その半導体から生産される電子部品等々も少なくなってきたことから、製造のダウン、そのように需要側の減少と供給側の減少などでこの1月、2月の売上げが3割以上落ち込んだということが、まずは要件となります。

今回のコロナ禍にも負けずに引き続き感染防止対策の徹底を図っていただいて、今後も事業継続をするという強い決意をお持ちの県内事業者が対象になります。

給付額の算定につきましては、比較した基準期間における年の1月と2月の2か月の売上げ実績、これは確定申告等で明らかになっていると考えておりますので、それをベースに今回の1月、2月、先ほどの3割減少した対象月の売上台帳と比較して、その売上げの2倍を先ほどの確定申告で参照した1月、2月の合計額から差し引いていただく。法人につきましては最大給付限度額が40万円、個人については20万円とさせていただきます。

さらに、全国知事会からの要望でも知事も本会議で説明しておりましたけれども、持続化給付金の後継となる国の事業復活支援金が1月31日から始まっておりますので、それとの併給も可能とさせていただいております。

また、この制度におきましては、長きにわたるこのコロナ禍の中で創業、開業した方の救済というところで、例えば1月、2月の開業実績がない方におきましては、3月から12月の月平均を出していただいて、それを1月、2月の実績と見させていただくという新規開業特例も設けさせていただいており、多様な開業実態に即した柔軟な運用をしていこうと考えております。

そこで、2月17日からコールセンターを立ち上げさせていただいておきまして、給付申請が始まるのがあさって24日からなのでございますけれども、コールセンターと商工政策課にも緊急の対応窓口を設けさせていただいておきまして、毎日平均100件ぐらいのお問合せ、メインは申請書はどこで入手するのかというようなことですので、早急に準備次第、アップさせていただきまして電子申請又は郵送で24日から受付をさせていただこうと考えております。

県の独自の支援策と国の事業復活支援金を併用できますので、是非とも事業者の皆様には御活用いただけるように、今後、広報活動にもしっかりと努めてまいりたいと考えております。

岡本委員

新規開業特例はすごくいいなと思うのですが、いかに分かりやすく説明をするかに全て懸かっていると思います。この施策を打ち出したということは、何回も言いますが、大いに評価しています。

2月9日に知事のところに行ったときに、私はいつもだったら全国に先駆けてと言っているのだけれど、既に県独自の支援金自体は他県にもあったので、あえて徳島ならではの表現をしたのですが、たまたま知事もその表現を使われていまして、徳島ならではの支援策ということになっています。

じゃ、何が徳島ならではのなるのかな。知事の発言の中で徳島ならではのですよというのが伝わってくるのだけれど、中身はどんなのという話です。

#### 出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、今回創設した事業継続応援金の特色についての御質問でございます。

まず、1点目が、国のほうの事業復活支援金も地域、業種限定せずというふうに打ち出しております。うちのほうも同様に、網を掛ける範囲を一番広くというところで、全ての業種を対象としております。

例えば、他県で国の制度への上乗せの支援金を打ち出している県もございますけれども、そのようなところにおきましては、例えばまん延防止等重点措置が適用になったら時短要請が掛かる飲食店を対象外にするとか、制限を掛けているところもございますが、うちはまん延防止等重点措置のいかににかかわらず全ての業種を対象とさせていただくという利点が1点ございます。

2点目は、2月24日からの受付ですので、2月の売上実績を待たず、1月分で3割減少という要件が確認できましたら、その実績をもってすぐに申請いただけるという利点でございます。

中四国で我がほうが調べている範囲内では、1月、2月の通算で3割減少であるとか、月次的に国がかつてやっていた月次支援金のように1月で一旦締める、2月で締めるというように2回申請があるようなところもございます。うちは通算で2か月分一括支給というところが利点かと考えております。

3点目が国の事業復活支援金との併用を可能としている点でございます。これも他県では国のほうを頂いたら県のほうは対象外という制限を掛けている県もございまして、以上三つの点、全業種、1月の実績で申請できると、あと国の支援金との併用が可能という三つが徳島らしさ、徳島ならではのいうふうに認識しております。

今後も県内事業者に第6波を乗り越えていただいて、今まで懸命に頑張られている事業の継続に向けて、国の施策又は市町村からもいろんな支援策が出ておりますので、国、県、市町村の施策を広く周知させていただきまして、何とか業の継続をしていただくように引き続き支援してまいりたいと考えております。

#### 岡本委員

よく分かりました。さっきも言ったけれども、3点をまだまだPRしてください。

マスコミさんもいますけれども、この議会で褒められたのはこれだけですから。ずっと

かなり厳しい論評でしたけれども、これはよくやったと言われておりますので、しっかり徳島ならではのところをもっと言っていただいで、皆さんに御理解いただいで申請いただいで、お金が動くようにしていただけたらいいなと思ひます。

それから財源なのですが、危機管理調整費7億5,000万円となっておりますが、現時点で当然その根拠が要ると思ひるので、どういふ計算で7億5,000万円になったのかという根拠について説明してください。

#### 出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、7億5,000万円の根拠についての御質問でございます。

平成28年の経済センサスでは、県内におよそ2万8,000事業者でございます。このうち要件にかなう30パーセント以上減少している事業者が幾らぐらいかというのを、本来的には事業を創設いたしましたら見積もる必要がございます。

一方で、先ほどのような緊急の御要望もあつたり、第6波が驚異的なスピードでまん延して、飲食業はじめ県内事業者の方がかつてないほど困っているというところで、今回、緊急、応急的に危機管理調整費7億5,000万円を活用させていただくというところで、積み上げではなくて、この年度末において活用できる危機管理調整費が7億5,000万円だったということでございます。

今後、他県でも同じような支援金、応援金を創設ないし過去やっている県もござひますので、事業者の割合でどれぐらひの実績があつたかというようなところを情報収集しまして、早急に全体の事業費を見積もらせていただこうと考えております。

現在、7億5,000万円でしたら2,000強ぐらひの事業者にお届けできるボリュームというところで、まだまだどうかというところもござひますので、ほかの県にも十分実績を聞かせていただきながら、また議会にも協議させていただいたらと考えております。

#### 岡本委員

7億5,000万円の危機管理調整費というのが先にあつたということで、それは急でしたから理解いたしますが、例えば2万8,000あつて計算上は2,200ということになるんです。

そしたら、そこまでやっているかどうか分かりませんが、例えばその2,200を法人と個人に分けたらどのぐらひになるのかな。法人が幾らで、個人が幾らぐらひと今この7億5,000万円の中には入っているかな。

#### 出口商工政策課長

ただいま岡本委員から、法人40万円、個人20万円でございますので、それがどれぐらひになるのかという御質問でございます。

統計情報ではあるのですがけれども、2万8,000の内訳として法人で経営されているところが46パーセントの1万3,000ぐらひでござひまして、個人が1万5,000で大体54パーセントというところで、そんなに変わりはないのです。

あと、製造業から始まってサービス業までいろんな業種にまたがっています。その中で、コロナの中でも業績を伸ばしているところも実態上ありますし、必要な総事業費をどういふふう積み上げていくかというところは、繰り返しになりますけれども、ほかの実



績、他県の実例なんかも参考に研究を重ねて全体を見積もっていきたいと考えております。

#### 岡本委員

単純に今の説明で計算すると2,200のうち法人が1,000で個人が1,200ぐらいという感覚になります。それはそれでいいんです。

経済センサスでは、2万8,000のうちで一番多いのが卸売業と小売業の6,765なんです。その次、問題の宿泊・飲食サービス業が3,665ぐらいあるとなっています。その辺も考えながら今の説明だとしっかりとやってくれるんでしょうが、飲食とかは、もうもたないです。いっぱいやってくれるのですけれども、もたんよねというのが本音の話なのです。

3,000ぐらいある建設業は、なぜかそんなに影響を受けていないのです。

かなりの額になると思うのですが、とにかく今後そこをしっかりと精査されて、なかなかこの計算は難しいですので、できるだけ速やかに必要な金を積算されて、必要な額を確実に予算として獲得してきてほしいなと思います。そのことを強く申し上げて、よろしくお願ひします。

#### 増富委員

先ほど部長が説明いただきました、みんなで！とくしま応援割なのですが、現在、新規予約停止中ということで、期間を延長するため16億9,000万円を増額したということです。19億5,100万円を繰り越す旨の説明があったのですが、みんなで！とくしま応援割の現在の利用状況、それから執行見込額について御説明をお願いしたいと思います。

#### 利穂観光政策課長

ただいま増富委員から、みんなで！とくしま応援割の利用状況と執行見込額についての御質問を頂きました。

みんなで！とくしま応援割につきましては、昨年6月8日に予約を開始しまして、とくしまアラートがステージ3に移行したことに伴いまして、8月22日から9月30日までの間、適用を停止して10月1日から再開したところでございます。去る1月19日に国の新たな分類により変更となりましたとくしまアラートがレベル2へ移行したことに伴いまして、1月20日から新規予約を停止しているところでございます。

既存の予約につきましては、現在観光庁の方針により、まん延防止等重点措置が適用されております香川県、兵庫県、和歌山県及び高知県を除きまして、本県と愛媛県について適用しているところでございます。

また、利用状況につきましては、2月14日時点で宿泊者数7万1,933人泊、額にしますと約2億8,200万円、それから日帰りにつきましては3万3,975人、額にしまして約7,800万円となっております。

執行見込額につきましては、6月補正におきまして国の補助金、地域観光事業支援を活用した地域観光事業支援とくしま応援事業として御承認いただきました27億2,000万円のうち応援割6億5,000万円、約13万人、宿泊施設前向き投資につきましては3億8,000万円、計10億3,000万円となっております。

## 増富委員

利用状況につきましては、宿泊者数として7万1,000人泊以上、それから日帰りでも3万3,000人以上ということで、非常に利用者が多いということなのです。

みんなで！とくしま応援割の実施期間については、3月10日までとなっていたと思うのですが、いつまで延長されるのか御説明をお願いしたいと思います。

## 利穂観光政策課長

ただいま増富委員から、みんなで！とくしま応援割の実施期間の延長についての御質問を頂きました。

実施期間につきましては、当初6月12日に開始しまして12月末日を期限として予定しておりましたが、観光庁の方針により3月10日まで延長されたところでございます。

この度、実施期間の更なる延長につきまして、観光庁からはゴールデンウィーク前まで延長、ただし春休みは除くとの方針が出されたところでございます。

今後、具体的な終期につきましては、観光庁の補助金交付要綱の改正を待って決定させていただきたいと考えております。

## 増富委員

今、ゴールデンウィーク前まで延長して春休みは除くとの説明だったのですが、一番いいところを飛ばすという、まだこれからちょっと精査してみます。

ゴールデンウィーク後の支援というのも大事だと思うのですが、ゴールデンウィーク後の支援について今後どう取り組むのか、次にお伺いしたいと思います。

## 利穂観光政策課長

ただいま増富委員から、ゴールデンウィーク後の支援についての御質問を頂きました。

現在、国のG o T o トラベル事業につきましては、再開の見通しは不透明な状況でございます。再開されれば、ゴールデンウィーク前まで実施することとされております。

ゴールデンウィーク後におきましては、観光庁から都道府県による事業としましてG o T o トラベルの実施方針が示されておるところでございます。これまで国が実施してきましたG o T o トラベルを各都道府県で実施することとなるものでありまして、現在、みんなで！とくしま応援割で活用しております地域観光事業支援を財源として実施することとなります。実施方法、予算、時期等につきましては、観光庁の補助金交付要綱の改正に沿って検討してまいりたいと考えております。

現在、みんなで！とくしま応援割につきましては、新規予約を停止しているところでございますが、再開に当たりましては、宿泊施設の皆様の御協力を頂き、実施の周知徹底を図りまして、多くの県民の皆さんや周辺地域の皆さんに御利用いただけるよう、切れ目のない観光需要の喚起に努めてまいりたいと考えております。

## 増富委員

ただいま御答弁があったように、これからますます不透明なことが多々あると思うので

すが、再開については関係機関とも連携いたしまして、感染防止を徹底していただきまして、県民の皆様方が多く利用できるように広報も含めて取り組んでいただきたいと思います。

それともう1点、一般質問でもちょっと質問させていただいたのですが、今後の観光振興についてということで、三つのDMOが連携するとか協力し合うという御答弁も頂いたと思うのですが、三つのDMOをどう融合させていくのかということについて、改めて御説明を頂きたいと思えます。

#### 利穂観光政策課長

ただいま増富委員から、県内のDMOを連携させてどのように観光誘客を進めていくのかという御質問を頂きました。

県内におきましては、例えば、イースト徳島観光推進機構でありますと上勝町におきまます地元の食や自然、暮らしを体験できる観光コンテンツの開発や販売、また、その郷におきましては、三好市の伝統的な傾斜地農法や農家との交流を組み入れた体験型教育旅行など、取組を進めておるところでございます。

そこで、こうした取組を進化させていくために、DMOや多様な事業者団体、自治体等からなります徳島県DMO観光推進協議会を、これは仮称ですが、立ち上げたいと考えております。協議会におきましては、県内3圏域で活躍するDMOを中心に、例えば県内各地の食や体験観光コンテンツを組み合わせた宿泊プランの検討や、東部地域から西部あるいは東部から県南へと、県内での周遊促進につながる、滞在性も高まるモデルルートの創出、そしてそのモニターツアーの実施などに取り組んでいきたいと考えております。

今後、ポストコロナを見据えまして、DMOや事業者、自治体との連携を密にしまして、観光資源の創出、磨き上げに取り組み、国内外からの誘客促進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 増富委員

新型コロナウイルスの感染症の影響が非常に長引いているのですが、今御答弁があったように三つのDMOがしっかりと合体しながら、良いところを引っ張りながら、コロナ後にはライフスタイルも非常に変化していると思うので、そこらあたりしっかりと受けて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それと、もう1点、冒頭、部長にとくしまマラソンについて御報告を頂いたのですが、東京マラソンが2万5,000人規模で3月上旬にやるというお話がありました。いろんな感染対策をしっかりと進めていくということですが、2年続けて開催中止になってるので、是非とも危険だからやめるというのではなく、どういうふうにしたらできるのかということもしっかりと考えながら、とにかく前向きに開催できるようにやっていただきたいと思いますという要望でございます。

#### 扶川委員

そしたら、ちょっと不勉強で分からないところもあるので、最初に徳島県事業継続応援金のことでお尋ねします。

ものすごく零細な業者さんから何件か相談を受けまして、私も商工会へ行って相談に乗ってもらいなさいよと御案内したのですけれども、例えば先ほど納税証明うんぬんということが言われましたけれど、税金を申告していない場合は持続化給付金を受けられなかったのです。赤字だと法人税なんか申告しないこともあると思うのですけれども、あるいは苦しかったら税金が払えないという人もあります。そういう人はどういうふうな対応になってくるのか教えてください。

#### 出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、赤字とかで確定申告をしていない事業者についての疎明資料はどうするのかという御質問でございます。

確かに確定申告ができていない事業者も中にはあろうかと思えます。その場合でも、恐らくお住まいの市町村で市民税、県民税とかの申告はされていると思えます。その中に事業所得を記入する欄がございますので、それを出していただくという方向で今は制度を詰めている状況でございます。よろしくお願ひします。

#### 扶川委員

税金の滞納は問題にならないのですか。要するに申告はしたけれども、今年度に入って税金を払っていない人は対象にならないのですか。

#### 出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、法人税等の滞納者について対象になるのかどうかという御質問でございます。

コロナ禍が始まって以来、国からも要請がございまして、税金であったり、受信料であったり、電気代であったりのいろんな支払が一定猶予されている場合もあろうかと思えます。

現在、まだ制度を詰めている最中でございますので、その辺も含めまして国の事業復活支援金であるとか、中四国で同様な上乘せ制度をやっているところの状況も踏まえて、なるべく柔軟にという思いで制度設計を詰めていけたらと考えております。

#### 扶川委員

本当に弱小の零細業者さんの御相談をお受けすることがあるのです。

そういう人もコロナで大きなダメージを受けているわけですから、助けてあげられるようをお願いしたいということで御意見を申し上げておきます。

それでは別の件ですが、徳島県で観光振興基本計画というのを作っておられますけれども、コロナ後、観光客が増えてきたときにどんなふうに受入れをするのかという準備を今からしておかなければいけないと思うのです。

観光庁では、2016年3月に明日の日本を支える観光ビジョンというのを策定して推進してきております。

それで、2021年11月25日にはアフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会を開いて、今年2月には第2回を開いたと、その2016年の観光ビジョンでいろん

なことが書かれているのですが、私が特に関心を持っているのは観光ビジョンにある文化財の観光資源としての開花という項目なのです。

これによると、文化財を中核とする観光拠点を2020年までに全国で200整備し、分かりやすい多言語解説などを1,000事業程度展開するということになっています。その後、これはどのように取り組まれましたか。徳島県の実績を教えてください。

#### 利穂観光政策課長

ただいま扶川委員から、観光庁の文化財等を活用した観光ということで御質問を頂きました。

徳島県では、現在、阿波おどりや阿波人形浄瑠璃、また、阿波藍など本県が誇ります魅力的な歴史的観光資源が多数ございます。

県におきましては、阿波おどりや遊山箱の絵付け体験など、伝統文化を親子で体験できるイベントの開催や、県内の文化施設、阿波おどり会館、それから藍の館、阿波十郎兵衛屋敷と観光施設を結ぶ周遊バスの運行の実証実験など、観光資源の活用に向けた取組を進めております。

また、県の観光情報サイト阿波ナビにおきましては、歴史と伝統に触れる旅をテーマにしたモデルルートの提案でありますとか、三好長慶など本県ゆかりのある歴史人物紹介など、積極的にPRを行っておるところでございます。

これら歴史文化を観光誘客とつなげるためDMOをはじめまして、各団体と連携しまして魅力的な観光コンテンツの磨き上げをしていきたいと考えております。

今後とも、関係者の皆さんと連携しながら情報発信に努めるとともに、そういう観光資源の発掘、発見をしていきたいと考えております。

#### 扶川委員

徳島県観光振興基本計画でおっしゃったように、阿波おどりからベートーヴェンといったあわ文化4大モチーフ、それから今おっしゃったようないろんなテーマがあると、三好長慶のことなんかも取り組んでおると、そのとおり結構なことです。

ただ、この観光ビジョンに掲げられた全国200の観光拠点とか多言語解説など1,000の事業が、徳島県だって100分の1ぐらいあっていいと思うのですけれども、その具体的な実績が何かあるのかなと一つ疑問なのと、国のビジョンに沿った具体的な実績に該当するのはどれなのかということをやっと見てほしい。それと観光振興基本計画が目指す将来像の中にいいことを書いています。県民が歴史、文化、自然、体験、食など郷土の魅力についての認識を深め、誇りと愛着を持ち、その魅力を国内外に発信する、官民が一体となって観光資源の発掘・磨き上げを行い、「おもてなしの心」で温かく観光客を迎える「魅力あふれる観光地」を県内各地で作り上げることにより、本県に訪れた観光客の誰もが安心して県内各地を周遊し、地域での観光消費が活性化されると、非常に夢のある文章になっていて、是非、実現すべきだと思うのです。歴史とか文化というところに着目すると、例えば高知なんかの観光地と比べるともう一つ弱いのではないかと思うのです。三好長慶はこれからなのでしょうけれど、私は歴史そのものをしっかり研究して、そのストーリーの中で徳島県の観光スポットをもっと発掘して、観光資源としていく努力が必要だと思うの

です。

例えば、板東ドイツ村なんかもその典型だろうと思いますし、四国八十八箇所なんかはそういうことが昔から観光資源になっているわけですが、まだまだ発掘できるものがあると思うのです。

NHKの「ブラタモリ」なんかを見ますと面白いです。地政学と歴史と結び付けて番組を作っていますが、非常に引き込まれるような内容を持っています。

例えば徳島県だと、義経が小松島のほうから上陸して高松までどんなふうに移ったのだろう、どこをどう通って何があったのだろうとか、それから、遍路にしても空海という人はどんな人でどこをどう歩いて何をしたんだろうとか、藍染めにしても、藍住町からどんなふうに使われたのだろう、どういう人たちがそこで活躍していたのだろうとか、いろいろ研究して観光資源化できるテーマがあると思うのです。私みたいな素人でもそのくらい思い付きますけれど、地元の人でも分からないようなことですから当然県外からは知らないわけで、あるいは地元の人だと当たり前のことであっても県外の人から見たら非常に新鮮なテーマがいっぱいあるわけで、そういうのを発掘する努力をして、その歴史文化を観光資源とする取組を国の観光ビジョンでもうたっている、徳島県でも振興計画でもうたっている中身ですから、もっとしっかり取り組んでいただけないかなということなのです。いかがですか。

#### 利穂観光政策課長

ただいま扶川委員から、歴史文化を活用した観光誘客にもっとしっかり取り組むべきではないかという御質問を頂きました。

先ほど来申し上げておりますが、歴史文化に関しましてこれまで取組をしてきたわけですが、DMOと地域が一番詳しいということで、3DMOとしっかりと連携して、また引き続き文化の資源を観光地で活用できるよう発掘していきたいと考えております。

#### 扶川委員

是非、よろしく願いいたします。

DMOを見ますと、地方公共団体をはじめいろんな方々が参加してやっているわけですが、地域の郷土史研究者とか、そういう意欲を持っている人はたくさんいると思います。DMOについては私は不勉強なので、これからもうちょっと勉強したいと思いません。活性化を図って観光資源の発掘を更に進めていただきたいと思います。

それから、外国人のことでちょっと気になることがあります。私の知り合いの外国人で配偶者の資格で徳島県に来ている方が、永住権はまだ取っていないのだけれども、県内にいる外国人が交流できるような拠点を作りたいと。単なるボランティア的な施設じゃなくて、例えば喫茶店であるとか飲食店であるとか、自分の事業としてそういうものを作りたいと。そういうものがあっちこちでできると、外国人に徳島県に非常にいい印象を持ってもらうことができ、その人は中国人で、お金持ちの中国人なんかも知っていますから、徳島に呼んで遊びに来てもらうとか、あるいは日本にやってきて仕事をしてもらうとかも可能になってくるというようなことをおっしゃるのです。

そのときそのときにやって来る団体の観光客だけをあてにしていると、どうしても大都

市とか京都、奈良みたいな強力な観光資源を持っているところに負けますけれども、先ほどから御紹介している徳島県の特徴であるおもてなしの心を生かせるような、その地域に根付いた、外国人が滞在できて遊べる場所を作っていけば負けないと思うのです。

外国人に限らずの話だと思うのですが、徳島で何かやろうとしたときに、是非しっかりサポートをしていただきたいというのが私の思いでございます。今、創業支援のほうで取組をされている中で、懇切丁寧にその支援をしていただければというのが意見なのです。それが、ひいては経済的な関係も人的な関係も強めて、この間、防衛議員連盟で勉強しました台湾海峡の緊張関係を今の体制と体制で考えたらなかなか解消しないですけど、庶民レベル、国民レベルでの結び付きを作っていくことで本当の平和につながっていくのではないかなと私は思うのです。大きな話になってしまいますけれども、国際親善にもつながっていくようなたまり場ができたなら、今、技能実習生の問題で不当労働行為だ何だと言って労働組合に駆け込んでいる外国人がたくさんいます。そういう人もその地域のたまり場にやってきて相談に乗ってもらおうと、それで日本人もそこに行って交流すると。不当労働行為なんかやっては駄目だと、もっと率直に腹を割って話したら結構いいじゃないかというような本当の意味での国際交流をそういう場所でやる、そんなイメージがあるのです。それを中国人自身がそうおっしゃっているのです。今の中国の体制を見ていますと、私なんかは悪い印象しか持ちませんが、一人一人の中国人を見ると、非常に優秀な働き者のまじめな人たちがいっぱい来ているのです。そういう人たちとの交流の場に力を入れてほしいです。そういう意味でどんなことができるか、どういう立場で起業なんかを、そういうアイデアを生かしていってもらえるかということをお尋ねしたいんです。

#### 宮内企業支援課長

ただいま扶川委員から、外国人の方、具体的には中国人の方ということでございましたが、創業を考えられている際の相談支援についての御質問を頂きました。

創業の促進に向けた相談支援につきましては、とくしま産業振興機構におきまして、徳島県よろず支援拠点によるワンストップサービスや創業コーディネーターによる窓口相談などを行っておりまして、外国人の方からの相談につきましても日本人の方からの御相談と同様、対応させていただいているところでございます。

これまでも相談対応させていただく中で、個別指導から企業向け研修まで実施するネイティブの方の英会話教室でございますとか、地域の特産品の販売を目的としたウェブショップの構築ですとか、地域の安全・安心な食材を利用したフレンチレストランなど、実際に開業に結び付けられた外国人の方もいらっしゃいます。

そうしたところでございますので、創業をお考えの外国人の方におかれましても、御相談いただければと考えております。

#### 扶川委員

同じような仕組みで創業を支援してくれると。是非やってほしいと思います。

余談ですけど、中国人と一緒に食事に行きますと、中国人が経営している中華料理店に連れて行ってくれます。そこで何度も食べると確かに本場の味というのは違うなと思います。それも安いのですよ。例えば、中国もインドもバングラデシュもベトナムもいろん

な国の料理が秋田町に行ったら食べられるなんていうことになったら、街の活性化にもつながっていくと思うのです。私もはしごしたいぐらいです。そういう外国の方との垣根のない交流を通じて、ハラルなんかはやっていますけれど、徳島県の経済の活性化を図るべきだという意見でございます。是非、よろしく願いいたします。

それから、コロナ後に飲食店を利用するときに、感染症を出さない仕組みをレガシーとして残していくべきだと私は前からずっと主張しております。インターネットを見ますと、安心・安全というのを見える化することが経営に非常にプラスになるという経営者の話が載っています。例えば、何分ごとに店の空気が入れ変わりますというようなことを案内するとか、それから、マスクをしていない人が体温センサーの前に立つと、機械音声でマスクをお願いしますというような声が出るとか、これを人間が言ったら怒るけれども、機械だったら怒らないんだそうです。この空間がとにかく安全なのだと、安心してもらうようにできることはとにかくやりきると。自治体が発行するポスターやステッカーはそれなりに有効なのでしょうけれど、お茶を濁すような程度では受け止め方が余りしっかりしない、徹底してアピールしてそれを売りにするぐらいの工夫が要るのだと、そういう安心・安全の売りというのは、恐らくアフターコロナでも続けていけるのではないかというのがその方の御意見です。私もそう思います。

コロナ禍でインフルエンザが激減しましたけれども、感染症に強い地域社会を作るということは、財政を圧迫している国民医療費の一番望ましい形での削減につながっていくのだらうと思うんです。

そういう点では、徳島県がかつてWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金で設備を応援したのこれはすばらしかったと評価しておりますけれども、その後、国のほうでもそういう取組を支援する制度ができたとも聞きました。これは是非活用していただきたいと私は思うし、宣伝していただきたいので、どのような制度であって、どのように広報されていくのかということをお尋ねしたいと思います。

#### 出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、室内の換気量の見える化をすることによる利用の促進、売上げ向上に取り組んではという御質問でございます。

県においては、令和2年にコロナがまん延してから、いち早く県の10分の10の補助金、100万円、50万円、20万円のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金でもって、県内おおよそ8,000事業者に対して総額30億円ぐらいで、いろんな変化に対応したビジネス環境への備品であるとか、間仕切りの導入を支援してまいりました。利用が多いものについて、上位から空気清浄器の設置であるとか、換気扇の設置が多く利用されてきました。現在、業の継続に非常に功を奏しているものと考えております。

同時に今、扶川委員が触れられたように国のほうも同様の補助金を作っておりまして、従来の生産性革命推進事業というもののの中にミシン目が入りまして、低感染リスクビジネス枠というものができております。その中で補助率であるとか、補助の上限額がかなり有利なものが出されております。これは通年で募集されておりまして、お近くの経済団体、商工会、商工会議所のほうが窓口となって御支援しているところでございます。

うちの助成金は終わったところであるんですけれども、まだまだウイズコロナのビジネ



ス環境が厳しいところが続いておりますので、今後も引き続き関係団体としっかりと連携して、県内事業者への感染リスク低減の徹底を図ってまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

県の観光振興基本計画についても、安全・安心な受入環境の整備という項目があつて、その中でステッカー登録店なんかの募集を進めていくのだということを言っていますけれども、それとあわせて、まだこういう設備の支援もあるのだということを、商工会に入っていないところもありますので、是非、広報していただいて、徳島の街に遊びに来たら非常に安心して飲食できる、交流できるのだということが伝わる取組をお願いして、それで利用者を増やしていただきたいと思うのです。私なんかも随分飲み助でございまして、やむなく飲みに行くんだと言い訳しても、嫁さんが目を三角にしていつも怒りますけれども、また行くんと言われたときに、この店は心配ないのだと、対策をきっちりやっているんだということを言えるお店があれば安心して行けるのです。安心して利用したいわけで、是非そのあたりを踏まえて。これからコロナは果たして感染はしやすいけれども重症化はしないインフルエンザ並みのものに落ち着いていくかどうか、まだはっきりしませんけれど、そうやっていった場合でも感染症対策というのは社会にとって絶対にプラスになると思いますから、いい伝統として引き継いでいくべきだと思います。

あと最後に一つだけ、事前委員会でも申し上げましたけれど、ホテルのことです。ホテルを造るのにせつかく支援制度を作っていたいただいているのだけれども、今度、板野町で手を挙げているビジネスホテルが該当しないということで、この間も要望を申し上げたのです。100室以上又は収容人数300人以上、平均客室面積20平方メートル以上、それから滞在型リゾートで40平方メートル以上の豪華客室1室以上の収容人数100人以上とか、それに加えて、今回の新規客室数50室以上又は収容人数100人以上で15平方メートル以上とかいう、新たなホテルを造るときに固定投資額の5パーセント以内の、あるいは最初に話した条件で10パーセント以内の補助金をくれるという仕組みの宿泊施設投資促進事業費補助金ですけれど、こういう業界で見たら素人の行政が何でわざわざ枠を入れてしまうのか、私は理解できないのです。その地域地域で頑張ってホテルを誘致しようというものに対しては、もっと柔軟に適応して支援してほしいのです。地元だから言うわけではないですけど、県北の板野町なんかは今度計画しているような規模のホテルはないですから、そういうものができることは非常にあの地域の活性化になると思うのですけれども、それに使えない制度になっているじゃないかということで納得いかないのです。

新しくできる制度ですから、もう少し弾力的に運用できて、とにかくいろんな形で県内も県外も、この大変な時期にやろうかという取組については、しっかり応援できる制度にしていきたい。前は要望だけでしたので、もう1回お答えいただけませんか。

#### 利穂観光政策課長

ただいま扶川委員から、宿泊施設投資促進事業補助金についての御質問を頂いております。

当事業につきましては、令和2年度に需要拡大が見込まれますインバウンドや国際会議、展示会など、MICEを主なターゲットに、客室面積が広く、長期滞在が可能な大型

リゾート宿泊施設の新増設に対する助成制度としまして、県内外の事業者を対象に創設したところでございます。

一方で、コロナ禍での厳しい経営環境が続く中、意欲ある県内の事業者の皆様を支援するため、要件の緩和等の更なる充実を検討してきたところでございます。

このことから、令和4年度限定ですが、県内の事業者の皆様を対象に客室面積等の要件緩和を行いまして、投資を促進することとしたものでございます。

#### 扶川委員

だから検討してください。

板野で計画しているのを聞きますと、格安ビジネスホテルなのです。どうも九州かどこかの資本で成功しているホテルらしいですけれども、何で格安ビジネスホテルをそんなところに造るのかというと、お遍路の途中でもあるのです。これから、コロナが落ち着いたら外国人なんかも入ってくると思うのです。一時期は私の事務所の前は半分ぐらいは外国人かと思うぐらいたくさん歩いていました。安上がりの旅行をしているバックパッカーが多いんです。高級なリゾートホテルに泊まっていたら大金が要りますから難しいと思います。そういう人でもビジネスだったら泊まれるわけです。

それから、お金を持っている人だって、お遍路に来ているわけであってホテルが目的ではないので、しっかりした施設があれば泊まれますし、高速道路の出口ですから、例えば送迎サービスなんかをやると、何番から何番まで歩き遍路をする、それを送迎してホテルに帰ってきて、また出発するみたいなことも可能なのです。実際、板野町の旅館なんかはそんなことやっていました。いろんなアイデアをその地域で考えられるし、そのつもりで地元の町も誘致するのだろうと思います。そのあたりをくんでしっかり支援してほしいのに、対象にならないというのはどう考えても納得いきません。

今年度限りということはどうなるか分からないですけど、是非、小規模な部屋のビジネスホテルなんかも含めて、行政が枠を入れるのではなくて、弾力的に支援をしていただく仕組みを作っていただきたい、検討していただきたいのですが、いかかですか。

#### 利穂観光政策課長

まずは今回、令和4年度限定で県内事業者の皆様を支援をさせていただくということで、それでもって県の宿泊施設の増加、増設を目指して、地域活性化につなげていきたいと考えております。

#### 扶川委員

なかなか、私なんか言っても変えてくれないでしょうけれども、まずはということなので、今後、検討していただければと思います。観光と宿泊は一体ですから、県北の地域はゆめタウンが来たりして活性化していますけれども、宿泊施設が必要ですから、応援していただきたいなと思います。

もうあと時間がないので意見だけ申し上げておきますけれども、商工労働観光部の今回の予算の中で、岸化学に対する補助金を所管しているのはどこですか。

北島委員長

小休します。（12時10分）

北島委員長

再開します。（12時10分）

扶川委員

本会議で岡議員が毎回やっていますけれども、私も本会議で申し上げました。私も議員になった直後から見直しをするべきだとずっと言い続けておるのですが、賛同しますと言ったら怒られましたけれども、賛同しているのです。やっぱり根拠のない補助金は見直さないといけないです。黒字の企業になぜ必要なのか、よその県でやっていない補助金が必要なのかをきちっと説明していただきたいと、でないと賛成できません。

これまで私は、この委員会で出された議案は全部反対せずに賛成してきましたけれど、もう今回は反対しようかなと思っているのです。なぜかというと、岸化学さんのことだけでないのです。本会議で記念オーケストラ問題を取り上げたときにも申し上げましたけれども、不透明な公金の使い方をしているのに、それに対する十分な説明をしていただけないようでは、ほかにもこんなのがいっぱいあるのではないかと疑ってしまいます。

説明を聞く限りでは、問題を見付けているわけではないですけれども、そういう疑いが出てきます。そういう姿勢を持っていたら、5,000億円もの県の予算を動かしていただくのに不安を感じます。今回の本会議で質問して本当に不安を感じてしまったのです。そういう点では、残念ながら岸化学さんに対する補助金についても十分な説明がなされているとは言えませんので、賛成しかねるのです。今、きちっと説明できるのだったらしていただいたらいいし、できないのだったら意見だけ言いっぱなしにしますけれど、どういう補助金が出ていて、絶対必要なのだという説明ができますか。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より岸化成への補助金についての必要性、目的等の御質問がございました。

商工政策課の事業といたしまして、小売・卸売商業安定化事業費補助金といたしまして、令和4年度予算として870万円ぐらいの予算を要求させていただいております。

当該補助金につきましては、県下の小売卸売事業者の販売又は加工の処理の過程で生じる牛とか豚の骨、油などの畜産副産物や魚のあらを適正に処理することによって県下の小売卸売事業者の経営の安定化に資するために、その副産物の適正処理に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。

この必要性につきましては、本事業が創設されました平成6年当時、環境基本法が制定され、県民の皆様の環境の保全に対する意識の高まりを見せた時期でございまして、この法律において廃棄物の排出者の処理の責任とか、適正な処理が明確化されました。

こうした社会背景の下、日々の事業活動から大量に生じる畜産副産物を適正にかつ安定的に処理するシステムの確立、維持が県下の小売卸売業者の円滑な事業活動の推進にとって必要であると判断に至った事業でございます。

当補助金につきましては、畜産副産物の再資源化の観点から公益性また必要性が高く、県民の公衆衛生や生活環境の保全において、非常に有効な事業と認識しております。

今後、現下のコロナ禍において、小売卸売事業者は非常に経営が厳しい環境にございますので、来年度におきましても当補助金において間接的な支援をしていきたいと考えております。

北島委員長

扶川委員、あと1分ですので、簡潔にお願いします。

扶川委員

はい、分かりました。

相手は、かつては長者番付にも入ったこともあるような立派な会社です。870万円のお金を差し上げる必要がどこにあるのですか。今では説明になっていないです。また聞きますけれども、残念ながらこれでは賛同するわけにはいかないということを申し上げて、終わります。

北島委員長

午食のため、休憩をいたします。(12時15分)

北島委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時24分)

それでは、質疑をどうぞ。

仁木委員

午前中に引き続き、私からは徳島県事業継続応援金について、質問をしてもなかなかいい答弁にはならないということは承知の上ですから、こういった意見も聞いていただきたいということでお伝えさせていただいて、また検討いただきたいなと思っております。

岡本先生、ありがとうございます。先生が成果として取ってきていただいた部分に、ちょっとスパイスを加えさせていただきたいなと思っております。

これまで給付金等々、休業補償等々を商工労働観光部であるとか、危機管理環境部がしていったわけなんですけれども、新型コロナの関係で一番影響があるのは飲食店ということは皆さんも御承知のとおりであると思えます。

商工労働観光部の部分に限っては、飲食店にフォーカスしてというのはなかなかできないのかと思うのですが、我々は議論する上で何の立場に立ってかを明確にしなかつたら前に進みませんので、今回は私は飲食店の事業者の立場に立った議論をしたいと思っております。

私は、一番影響を受けているのは飲食店でないかと思っています。それはやはり、街に人が出ない、少人数での会食にしないよということは従来から呼び掛けられておりますけれども、とくしまアラートも引き上げられた段階におけば、4人以上の飲食は制限されていくという形でございます。

従来から申し上げておりますとおり、我々はとくしまアラートが引き上げされようがされまいが、1月に1日50人新規感染者が出たときから、飲食店の利用は少人数であろうがなかろうが控えている状況です。これは理事者においても同じことであろうかと思いません。

その中で言えば、飲食店の部分をいかに補償でなくとも、いわゆる給付、支援をしていくかというところが大事になってくる。ここが一番、いわゆる損が出ているところ、赤字が出ているところでもありますから、そこに重点を絞った何らかの対策は必要でないのかというようなことを従来から申し上げておりました。

この事業は非常に有り難い話なのですが、飲食店側にとってみましたら、個人でされている1店舗の方、またフランチャイズで複数店舗を経営されている方、いろいろいらっしゃいます。休業補償で言えば、保健所の登録店舗ごとに給付が受けられるという状況にあります。

何が言いたいかと言いましたら、この応援金は事業者ごとであって店舗ごとではないわけです。飲食店の経営者の方々というのは、店舗ごとに人を配置したり仕入れもしたり、それに固定費も掛かっていっているわけでもありますから、そこら辺にフォーカスした何らかの改良の余地がないのかなというところは、私が今日、飲食店側の立場に立った意見として、そういったことは皆さんがおっしゃっていると思います。

ですから、そういった関係で、飲食店であれば例えば店舗ごととか、そういった徳島ならではのやり方というのは検討できないのか。これは今すぐしてくださいとは言いません。現状ではそれで運用していきますという答弁になろうかと思いますが、検討する余地があるのかなのか、お教え願えればと思います。

#### 出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、この度創設させていただきました事業継続応援金について、店舗ごとへの検討の可能性についての御質問でございます。

これまでも徳島県内で、5月、6月、8月、9月と飲食店への時短要請が発令されて、そのときは営業時間の時短を掛けており、店によっては多角経営で昼間だけのところもありますし、深夜営業まで及んでいるところがあるので、丁寧に店ごとへの協力金という全国统一基準のスキームで、若干徳島のオリジナルで最低補償を5,000円アップして、協力金を支給してまいりました。

この度は、2月9日、10の組合がある生活衛生同業組合、この中には飲食店もありますし、理美容もございます。また、経済3団体からの要請もございました。オミクロン株になって非常に急速に広まったというところで、飲食店もそうなんですけれども幅広い業種にという要請がありまして、我がほうでもどういう支援策が一番いいのかというところを検討させていただきました。昨年11月の国の令和3年度補正で地域限定なし、全業種対象の事業復活支援金がございました。そのほか、石川県であるとか鳥取県であるとか、中四国でも何県かこのような支援制度を併用できる形、一部併用できない県もございますけれども、というところで、飲食店が痛んでいるところはあるというのは重々承知しておりますけれども、限られた県の予算、財源の許す中で、できるだけ支援のウイングを広げたら、できたのがこの制度でございます。急を要する制度ですので、あさって24日からまず

は幅広く御支援させていただきまして、第6波を克服してまいりたいと考えております。

仁木委員が言っていた飲食店への可能性は、24日から受け付けて一旦制度を走らせましたら、またそこに加算をとか、いろんな工夫もあるのかとは思いますが、急展開するというのも、可能性としてどうかなというようなところはございます。

今すぐ明確ない回答はなかなか難しいのですが、今後どのような部分がというようなところは、委員会ごとにいろんな業者の方々から今の窮状をお聞かせいただいていますし、今後この第6波が過ぎた後、クリアな世界が帰ってくるかというのは、まだまだ不確実性が高うございますので、今後の支援策の検討材料としてその部分も含めて、いかに痛んでいるところに加えて手厚い支援ができるような制度があるのかどうかというの、今後の検討とさせていただいたらと考えております。

#### 仁木委員

出口課長にずっと言うのも何なのですが、飲食店の関係にフォーカスすれば、商工よりも危機管理かなというところは重々承知しておりますが、これが縦割りの中で予算をどこで出すのか、執行するのにかよるところの柔軟性が衰えていくのではないかと、ところなんです。特別委員会というのは、そういうところを俯瞰する意味で設置するような格好になっておりますから、後のことは防災・感染症対策特別委員会で議論を続けたいと思います。庁内横断的に、そういったところは見ていただきたいなと思っております。

飲食店が一番影響を受けるという私の感覚は、物理的な感覚だけであって数値化しておりません。何らか数値化できるようなものがないのか、私は勉強したいと思っておりますから、理事者側の皆様においても、コロナの感染症がまん延していったら飲食店が一番、危機にさらされるのではないかと、数値化ができないかということは、模索していただきたいなと思っております。アンケートをいっぱいとってくださいますけれども、数値化されていないはずなのです。

ですから、飲食店をいかに救済していくかというところは非常に大事だと思っておりますから、引き続き、ここについては改良も含めて検討もしていただきたいなということを、1回走らせたなら難しいとおっしゃっていますけれども、徳島ならではよろしくお願ひしたいと思っております。

#### 古川副委員長

最後の委員会ですので、私からも何点か聞きたいと思っております。

今回、補正予算が追加提案されていますので、補正予算の関係で何点かお聞きさせてもらいたいと思っております。

まず、1点目、地方創生の深化のための支援費が各課から結構大きな額が減額されていますけれど、この事業はどんな事業でしたか。部局が独自に工夫してする事業でしたか。そのあたりをちょっと教えてください。

#### 北島委員長

小休します。（13時37分）

北島委員長

再開します。（13時37分）

出口商工政策課長

今、古川副委員長より、地方創生深化のための支援費が各課であるのだけれども、どういうふうな事業かという御質問でございました。

これは、この度の新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を財源といたしまして、それぞれの部局、各課が創意工夫をさせていただいて、充当させていただいている事業でございます。商工政策課をはじめ各課でそのような事業を構成されております。

古川副委員長

ということは、何年か前から各部局が独自に使える枠予算を作っていますけれど、それとは別ということによろしいですか。

出口商工政策課長

副委員長がおっしゃっているのは、部局が自由に使えるお金を持って、今ちょっと事業名を忘れていますが、それとは別の事業でございます。

古川副委員長

分かりました。

僕はその事業かなと思っていました。これはコロナ関係の各部局の事業で、そっちのほうは結構額がたくさんあるから、たくさん積んでたくさん余っているのかなという感じでいいのですかね。

そしたら次、もう1点は、7ページの特別会計、正木ダムの管理費負担金というのほどこへの負担ですか。

宮内企業支援課長

ただいま古川副委員長から、正木ダムの管理費負担金の増額のことについて御質問を頂きました。

こちらにつきましては、激甚化する自然災害に対応するため正木ダムの改良工事を実施するものでございまして、支払先といたしましては水資源機構です。

古川副委員長

水資源機構に工事を任せたんですか、それとも管理を任せとんですか。あれは県の施設ですよ、違うんですか。

北島委員長

小休します。（13時40分）

北島委員長

再開します。（13時41分）

宮内企業支援課長

こちらの費用につきましては独立行政法人水資源機構に負担するものでございまして、水資源機構におきまして、自然災害に対応するために今回、CCTVカメラの改良工事でございますとか、警報局の表示設備の改良工事を実施することに伴いまして、負担するものでございます。

古川副委員長

工事をするのに何で負担金になるかというのがよく分からないんですけれど、このあたりをちょっと教えてください。負担金ということは、向こうが主体でこっちが負担するということだからね。

宮内企業支援課長

増額の理由といたしましては、令和2年度に完了予定であった工事が令和3年度へ繰越しになったことに伴いまして増額するものでございます。

（「何で工事請負費でないん」と言う者あり）

北島委員長

小休します。（13時42分）

北島委員長

再開します。（13時43分）

宮内企業支援課長

大変失礼をいたしました。

水資源機構への負担金の部分につきましては、7ページの部分で申しますと、①の早明浦ダムの管理費負担金の部分につきましては、国におけます令和3年度予算要求によります増額等のため負担金の増額を行うものでございます。

また、③の旧吉野川河口堰管理費負担金につきましては、水資源機構に対しまして増額を行うものでございます。

②の正木ダムの負担金の部分につきましては、職員の超過勤務の増加による増額や令和2年度完了予定でございました工事を令和3年度へ繰り越したことによる増額、また、激甚化する自然災害に対応するためのCCTVカメラの改良工事や警報局表示設備の改良工事を実施することに伴う増額でございます。

古川副委員長

もう時間がたつのでいいです。早明浦ダムとか旧吉野川は一級河川で国がやっているのだから負担金だろうと思うんですけど、勝浦川の正木ダムは県ではなかったかなという素朴な疑問だったんですが、いいです。また、後で教えてください。



あと、もう1点は11ページの労働雇用戦略課の部分です。県内就職対策費のソフト事業で1,500万円が減額というのは結構大きい額かなと思っているんですけど、これはやっぱりコロナの関係ですか。

#### 脇田労働雇用戦略課長

ただいま、県内就職対策費の1,573万2,000円の減額についての御質問でございます。

この中には、徳島地域活性化雇用創造プロジェクトで817万6,000円の減額、徳島地域雇用再生プロジェクトで755万6,000円の減額ということで二つの事業についての減額となっております。

そして、それぞれの事業の中で、地域活性化雇用創造プロジェクトにつきましては、五つの所属で八つの事業をそれぞれ行っております。

また、地域雇用再生プロジェクトにつきましては、こちらも五つの所属で四つの事業を行っております。

先ほど委員のほうから、コロナの関係もあるのかというようなお話だったんですけども、例えばコロナの関係で、実際に対面とかでの行事が中止になりましてオンライン開催になったもの等もございまして、それによりまして会場費ですとか旅費とかが不要になったという状況もございまして、それぞれの事業費、事務費の中での残が出たものの累計がこういう金額になっております。

#### 古川副委員長

よく分かりました。

幾つかに分かれてやっていてオンラインになったと。それぞれ100万円ずつ出てきても結構な額になりますということですね。了解しました。

続いて、最後の委員会なので、観光の施策についてお聞きしたいなと思っております。

今回、県政に関する一般質問の中でも増富委員から今後の観光振興ということで質問がありました。関西万博、またインバウンドの回帰とかを見据えて、どう取り組んでいくのかというような質問だったと思います。先ほども、周遊と滞在を兼ね備えて新たな商品を開発していく、DMOと連携して更に取組を進化させていくという話もありました。

方向性としてはこれでいいかなとは思いますが、DMOと連携してやっていくというのが一番大事な事かなと思うんですけど、進化させると言いながら毎年同じようなことを繰り返しているような、同じことを言って余り進まない印象があります。

本当にこれはいいなと思えるような取組が出てこないというか、今ちょっと各DMOの取組を聞いたけれど、どこともやっているような感じかな。地域ごとの競争が激しいですから、これぞというようなものがないとなかなか難しい。どことも交流人口を増やすというのが、地方にとっては大事な部分だと思います。これぞというようなものを出していかないとなかなか進んでいかないのだろうなと思うんですけども、こういう印象に対して反論があれば言っていただけたらと思います。

#### 利穂観光政策課長

ただいま古川副委員長から、今後の観光施策について、何か目新しいものはないのかと

ということで反論があればということです。特に反論ではございませんが私の考えを述べさせていただきますと、コロナで旅行者の意識やスタイルが多様化しているということで、今後の観光誘客につきましては、当然、新たな旅のニーズに対応したプロモーションが必要と思っております。古川副委員長からも先立って御提案いただいたデジタルマーケティングを活用しまして、ウェブサイトやSNSから得られた情報をAIで分析して、ニーズを的確に把握することによって、先ほどお話し申し上げましたDMOと連携しまして、効果的なプロモーションに取り組んでいきたいと考えております。

それに加えて、ちょっと戻りますが、最近、新たな旅のニーズということで、SDGsです。こちらのほうも知事から増富委員に答えていますが、例えば、講談社の「FRaU」創刊号でオール徳島の情報を掲載していただいたと。

それから、世界的に著名な旅行ガイドブック「Lonely Planet」において四国が取り上げられて、その中で大きなかずら橋の写真を載せていただいています、それと上勝町の紹介等々ございまして、SDGsとかその辺の新たなニーズが高まっているということで、先ほども御答弁させていただきましたけれども、上勝とか県西部と三好の間で取組も進められているということで、こちらのほうでは新たな切り口として今後もDMOを活用して、デジタルマーケティングも活用して、新たな要素も加えながら観光誘客に取り組んでいきたいと考えております。

#### 古川副委員長

そういう海外のものに取り上げられるというのは、県が働き掛けて取り上げられたのではないんだけれども、そういうのを最大限生かしていくのは大事なので、じゃあどうやっていくかという弾が出てこない。これに対してどうアプローチしていくかという弾が見えてこない。私もなかなかこうしたらいいなというのは出てこないですけど、このあたりを考えていかないと、こういうことがあったというだけで次につながっていかないような気がします。ここ数年はちょっとまたチャレンジ精神が薄れてきているというような気もするし、もう大分、弾は出尽くしたみたい。もうちょっと、またいろいろチャレンジをしていかないといけないのではないかと最近、感じています。

来年度事業を幾つか見てみて、これを大きな弾にという話ではないんですけど、例えば宿泊を伴う交通付きの旅行商品を上乘せ助成していくGoToトラベルのタイアップ事業については、この宿泊と交通という意味では、徳島の交通の強いところといったら唯一高速バスと思っています。ほかはみんな弱いんですけど、コロナ前に戻るとして、関西圏からあれだけの本数が出ていて、このあたりの認識が県内の人もそんなにないかもしれないし、県外の人の特になんかと思うんです。このあたりをどう知ってもらおうか、これだけ便利なところがありますから。例えば、関西万博等を生かすということだったら、関西に来た人に徳島までもう一歩足を伸ばしてもらおうという発想をしていかないといけないわけでしょう。だったら、この高速バスという強みをどうアピールしていくか。

例えば、宿泊とタイアップするというのだったら、飛行機なんかはホテルと一緒にあって、飛行機を使えばホテルが安くなったりすると、大体、使うじゃないですか。ですから、バスを使ったらホテルが安くなるとか、そのようなこともできないかなとか思うし、いろいろ考えてもう一歩、徳島に足を運んでもらえるよう、関西圏の人はもちろん知って

もらわないといけないし、関東圏の人にもターンテーブルもあるわけですから、そのあたりをきっちり使いながら、関西に来る人にもう一步、来てもらうような工夫もしっかりとやってもらいたいと思います。

来年度の事業の中であともう一つ言うと、例えば阿波おどりの事業は県内に来てもらうという視点で、今までは大きいイベントを県内ですべてやってきました。これも当然大事なのですけど、やはり、阿波おどりの魅力をもっと県外でもしっかり訴えていくというのも一つの発想としていいのかなと思います。

今、関東では阿波おどりが結構にぎわっています。でも、徳島でやっているやつじゃないんです。高円寺でやっているやつになるわけです。

ですから、東京、関東圏にも、本場の阿波おどりというのはこうなんだということをしっかり知ってもらう、高円寺とレベルが違うなどと訴えるようなことも、一つの発想としてやってもいいのかな。例えば、銀座の歩行者天国を借り切ってやってもいいではないですか。できるかどうか分かりませんが。そういうインパクトのあることを何か考えてやってもらって、舞台とかの阿波おどりは見てすごいなと思うけれど、もう1回見たいなとはなかなかならないのです。夜の祭りのエネルギッシュな雰囲気を感じたら、何回も来たいなとなるわけです。そういう意味では、本場の阿波おどりに来てもらう工夫をしてもらって、ただネックは阿波おどりの4日間で宿泊をどう増やしていくか、これも併せて考えなければいけない話です。これも前から言っていますけれど、イベント民泊みたいなことを県民を挙げてどうにか、難しい話ではあるけれど、難しいことをやったらほかにはまねできないことですから、果敢にチャレンジして行ってほしいなと思っています。

あともう一つは、観光の資料の中にDMVが出てこないのです。

来年度予算の中には、南部総合県民局でDMVのプロモーションの強化をするというのは出てきているんですけど、南部のプロモーション強化というのはどんなことをするかというのは聞かれていますか。

#### 利穂観光政策課長

古川副委員長のほうから、DMVの活用についてということで御質問を頂きました。

DMVにつきましては四国の右下観光局が中心となりまして、令和元年6月にDMVの観光活用策を検討するあさチェン推進会議を立ち上げて、DMVに関わるいろんな周遊プランでありますとか、グッズの開発とか企画というような観光コンテンツの開発に取り組んでいると聞いております。

観光政策課としましても、DMVに併せまして、昨年11月のオール徳島観光商談会で旅行商品の造成につなげるべく旅行会社の皆様にPRするとともに、12月16日から17日の間に旅行会社5社7名の方にお越しいただきまして試乗していただく。そのほか、オンラインファムツアーも実施しまして、11月11日に全国各地の旅行会社の24名の方にオンラインで参加していただいてDMVを紹介したところをございまして、そういった取組を進めておりまして、現在、旅行読売等、商品ができているといった状況でございます。

#### 古川副委員長

DMVなんかも、継続的に来てもらえる期待ができる鉄道マニアの方をターゲットにす

るといのは一つの方法かと思えます。商工のほうはこれまでまちづくりとか、アニメのマニアックな方のノウハウもあるわけで、そういうのを生かして鉄道マニアを取り込むと。県土整備部とかにないノウハウがあると思うので、そのあたりを生かしてDMVを活用して交流人口を増やすことは大事だと思います。県土整備部に任せておいたらいいわという感じではなくて、いろんなところがやっていったらいいかなと思います。これは利穂課長にも直接この間言いましたけれど、「鉄道ファン」とか鉄道マニアのための雑誌が幾つか出ています。雑誌が主催している東京でのイベントに、DMVをやるということで参考になるかなと行ったこともあります。そういうイベントなんかも結構打っていますので、そういうところと連携するとかも考えていってもいいのかなと思ったりしますし、DMVについて観光のほうもしっかりと取り組んでいったらいいのではないかなと思っています。

最後、来年度デジタルマーケティングということで、とにかくリピーターを作っていないと、なかなか最下位、最下位から2番目というのは脱出できないと思います。リピーターをどう作っていくか。近場でリピーター、何回も行くということになると、おいしい物を食べに行くとか、例えば趣味みたいなのをベースにしたスポーツとかレジャーとか、そういうのだったら何回も足を運ぼうみたいなのはあるかなと思いますので、どういう部分でリピーターを作れるかをしっかりと分析していただいて、徳島に来てもらう人、また泊まってもらう人を数としてしっかりと結果を出せるような形を考えて、お金を掛けてやっているのですから、そのあたりを目指してやってほしいなと思っています。何か来年度に向けて、最後。

#### 尾崎商工労働観光部次長

先ほどから本県観光振興につきまして様々な御提言を頂きまして、ありがとうございます。

従来の観光施策に加えて違った視点、新たな取組、そしてリピーター確保に向けてという御質問でございます。

観光施策の方針策定に当たりましては、旅行者が何を求めているのかとか、あるいは今トレンドがどこに向かっているのかとか、そこら辺をしっかりと見極めていくことがまず一番重要であると考えます。

キャンペーンを打つのは非常に大事とは考えるのですが、決して一過性のイベントでなくて将来性、成長性のある取組を進めていく必要があると考えています。

旅行トレンドにつきましては、従来の団体旅行から個人旅行にシフトすると、またコロナ禍の中ではテレワークの普及によってワーケーションが一層進むとか、マイクロツーリズムの広がりが出てくるとか、あるいは価値観が変わる中で、買物をするいわゆるモノ消費からコトを体験するコト消費、体験型観光をするとかアウトドアを楽しむといったことにもトレンドが大きく変わってきています。有名観光地での物見遊山の観光でなくて、その地域にある暮らしとかを体感して楽しむと、そういったトレンドが観光白書の中にも記載されているところであります。

コロナによって価値観が変容する中で、一人一人が考える旅行の意義とか、それから旅行の本質、これは深みが出てきたと考えています。

先ほど課長から答弁申しあげましたように、旅においてもサステイナブルな考え方が非常に重要視されてきた、求められてきた、注目を浴びてきたところでありまして、SDGsが一つのトレンドになってきていると考えています。

増富委員の本会議での質問に知事から御答弁を申しあげましたように、講談社雑誌「FRaU」, 「S-T R I P」創刊号で、丸ごと本県のSDGsの取組が紹介されたことについては、私が考えている以上に東京とか外から非常に高い評価を受けていたんだなと考えております。上勝のゼロ・ウェイストとか、それから神山のサテライトとか、非常に政策的なものからはじめまして、先ほどお話がありました阿波おどり、それから伝統産業の藍染めをはじめ農業とか暮らしとか、そして最近の新しいDMVにつきましても、これもサステイナブルなものの一つと雑誌の中でも取り上げられておりました。こういったものは従来からあるコンテンツではあるのですが、そこに違った目を向けて価値を更に高めていくことが重要だと考えています。もちろん新しいコンテンツづくりも必要だとは思いますが、今あるものを育てて高めていくことが大事と考えています。そういったことを続けていけば、決して一過性のもではなくて、メニューがたくさんあるわけですから、リピーターの確保にもつながってくると思います。

実施に当たっては、マーケティングをしっかりと行ってニーズがどこに向かっているのかをしっかりと見極めた上で戦略的なプロモーションを打っていく。

もう一つが、先ほどからお話ししておりますがDMOにつきましても、通過型の県とならないように県東部、南部、西部が結び合うことによって、少しでも県内に滞在していただくと、そういった方面での取組も重要になってくるということで今回、連携体制を構築することとしております。

具体的に申しあげたものではないのですが、方向性につきましては以上の考え方で、今後の本県の観光振興施策に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 古川副委員長

海外というか県外からの評価で、改めて自分らがやってきたことがこういうことだったのかと見えることもあるので、そういうことに気付いた上で、気付いたことにどうやっていくかということが大事だなと思います。

私は決して目新しいことをしろと言っているわけではないのです。やることは元々、徳島で根付いたことを基礎にしないとしょうがないわけで、新しいものを持ってきて作ったって、そんなのは多分、お金があるところがやったらすぐに集客を取られるのは目に見えていますから、そんなことをやってもしょうがないので、徳島が持っているものを基にして、新しいチャレンジをしていかなければいけない。

モノからコトへと、昨日の国会答弁にも出てきましたので、今のはやりなんだろうなと思うのですが、そういうことを認識した上で、じゃあ徳島の強みは何なのかと、どこに突破口を求めていくのかということもしっかりと考えて打ち出していけないと、毎年同じことの繰り返しになるのではないかなと思っています。いろいろ議論をしていただいて、しっかり考えていってほしいなと思います。

あと最後1点だけ、今回、法律も変わって男性育休の取組なんかも予算に出ています。公明党は今、子育てをやっていかなければいけないということで、アンケート運動をして

います。その中でも育休の取りやすい社会とか体制をという声は出ています。

男性育休を取っていくというのが、それによってどれだけ変わっていくかというのがまだ分かりませんが、とにかく一歩かなとは思っていますので、来年度、法律も施行が始まりますし、しっかりやっていってほしいなと思っています。今、徳島県としてこれをしていくのだというのがあれば、教えていただきたいなと思います。

#### 脇田労働雇用戦略課長

ただいま古川副委員長から、男性育休のことについて御質問がございました。

県においては、令和4年度新規事業といたしまして、ダイバーシティ実現！育休推進事業を予算計上させていただいております。この事業につきましては、令和4年度から改正育児・介護休業法が順次施行されることを好機と捉えまして、女性に比べて取得率の低い男性育休を推進するという事で、経営者層をターゲットにいたしまして、普及啓発事業を実施することといたしております。

具体的な内容を申し上げますと、企業への訪問等により、県内企業から情報収集を行いまして、男性育休に特化した実践事例集を作成いたしますとともに、その成果をはたらく女性応援ネットをはじめ、県のホームページ等ウェブサイトに掲載し、情報発信を行います。

さらに、相談窓口の周知についてですけれども、現在、労働局のほうで育児休業制度の相談窓口を設けておりまして、様々な機会等を捉えまして、労働局で設置しておりますこの相談窓口についても周知広報を行いますとともに、労働者、事業主ともにスムーズに改正育児・介護休業法への対応が可能となりますように、徳島労働局とも連携いたしまして、セミナーを開催することといたしております。

今後とも徳島労働局とも連携いたしまして、男性育休についての周知広報を図ってまいりたいと考えております。

#### 古川副委員長

しっかり周知いただいて進めていただきたいと思います。

#### 宮内企業支援課長

先ほど副委員長から、資料7ページ、都市用水水源費負担金特別会計につきまして、それぞれの負担金の支払先について御質問を頂いたところです。

①早明浦ダム管理費負担金、③旧吉野川河口堰管理費負担金につきましては水資源機構への支払でございますが、②正木ダム管理費負担金につきましては県土整備政策課、水管理政策課、企業局への支払を行う負担金でございます。謹んで訂正させていただきます。

#### 出口商工政策課長

先ほどの古川副委員長からの質問の、説明資料の中の地方創生の深化のための支援費の財源でございますけれども、先ほど私どものほうから新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金というふうに説明させていただきましたけれども、一般の地方創生推進交付金も中に充当されております。訂正させていただきます。

あと1点、自由な発想の下で構築可能な事業費でございますけれど、未知への挑戦実装費として各部局500万円で予算組みされておりました、単年度のソフト事業への充当がベースになっております。補足させていただきます。よろしくお願ひします。

北島委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

商工労働観光部関係の付託議案のうち、議案第1号については、先ほど扶川委員から反対の表明がありました。ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、議案第1号については御異議がありますので、起立により採決いたします。お諮りいたします。

議案第1号、令和4年度徳島県一般会計予算は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願ひます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く商工労働観光部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く、商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第35号、議案第50号、  
議案第52号、議案第56号、議案第57号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第17号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

梅田商工労働観光部長

請願第17号につきまして、御説明させていただきます。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度でございます。

本県の地域別最低賃金については、毎年、中央最低賃金審議会から提示される目安を参考に、徳島労働局内に設置されております公益代表、労働者代表及び使用者代表からなる徳島地方最低賃金審議会が地域の実情に応じた調査、審議を行い、当審議会からの答申を踏まえ徳島労働局長が決定することとなります。

また、地域別最低賃金の決定に際しては、最低賃金法第9条により、地域における労働者の生計費及び賃金に加えまして、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないとされております。

国においては、生産性の向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業等に対して助成する業務改善助成金や企業の賃上げを促進する税制措置など、賃上げが可能となる環境整備に向けた支援が行われております。

請願第17号に関する説明は、以上でございます。

北島委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

仁木委員

ただいまの請願について、意見と採決について表明したいと思います。

この請願においては、総論については賛同できるものと思っておりますけれども、意見書の内容部分に、最低賃金1,500円以上を目指すという金額が記入されている現状において、本県における最低賃金は832円だったと思うんですけれども、その現状と余りにもかけて離れている状況があります。これは全国平均における930円という部分も同じことでございます。段階的に引上げをしていくことが現実主義でありまして、1,500円というところが今ここで提示されるという部分についてはなじまないと思っております。

ですから、そういった考えにいたりましたので、私といたしましては継続でお願いしたいと思います。

扶川委員

仁木委員さんがおっしゃるのももっともで、中小企業は1,500円も支払えるわけがないと私もそう思いますけれども、ただ目指すとなっておりますし、先ほども説明にあったような国の中小企業への助成とか賃上げの促進策が不十分だからなかなか上がらないという点もあるので、そういう点ではほかにも大事な項目も入っていますから、目指すというところで目をつぶっていただけないかなと。で、採択をお願いしたいと思います。



岩佐委員

ただいま御説明を頂いたんですが、最低賃金の引上げに際しては、企業の経営と労働者の賃金とのバランスを保ちながら進めることが何より重要であると思っております。

労働者の賃金の引上げ自体は必要なことだとは思いますが、地域によってそれぞれ事情が異なっており、最低賃金の大幅な引上げや全国一律制については、経営基盤が弱い中小企業の経営に大きな影響を与えることが懸念されるため、慎重に判断すべきだと思っております。

新型コロナの影響であったり拡大等で、経済情勢や雇用環境が悪化し、業と雇用を守ることが最優先課題となる中で、最低賃金については各地方最低賃金審議会において慎重に審議を行った上で、各都道府県労働局長により決定されるべきものであることから、この請願に対しては不採択でお願いしたいと思っております。

北島委員長

それでは、請願第17号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願については御意見が分かれたので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって本件は、継続審査とすべきことは否決されました。

（仁木委員 退席）

次に、お諮りいたします。

本件は、採択すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

（仁木委員 出席）

以上で、請願の審査を終わります。

#### 【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第17号

これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

商工労働観光部の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の商工労働観光行政の推進に反映されますよう強く要望させていただきます。

依然、新型コロナウイルス感染症が県民生活また中小企業、小規模事業者そして県内経

済に大きな影響を及ぼしております。

皆様方には、引き続き感染予防対策に万全を期していただきますとともに、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍されますよう祈念申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

1年間、ありがとうございました。

梅田商工労働観光部長

ただいま、北島委員長さんから御丁寧な挨拶を頂戴し、誠にありがとうございました。

商工労働観光部を代表いたしまして一言、お礼を申し上げます。

北島委員長さん、古川副委員長さんをはじめ委員の皆様にはこの1年間、各定例会の委員会に加えまして、臨時会や閉会中の審査など、格別の御対応を頂きますとともに、商工労働観光部の各施策につきまして終始御熱心に御審議いただき、幅広い視点から貴重な御意見、御指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

皆様方から頂戴いたしました御意見、御指導を肝に銘じまして、智恵と工夫を凝らし、時宜を得た施策を積極的に展開することで、長引くコロナ禍から県内の業と雇用を守り抜くとともに、力強い徳島経済の実現に向け、しっかりと取り組んでまいり所存でございますので、今後とも、御指導、御鞭撻<sup>べんたつ</sup>を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

北島委員長

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（14時25分）